

碧南市地域農業再生協議会 次第

日時 令和8年8月24日（月）

午後1時15分から午後2時00分まで

場所 碧南市役所7階 議員大会議室

1 あいさつ

2 議事録署名人選任

3 議事

(1) 第1号議案 令和8年度水田農業対策の実施状況について

(2) 第2号議案 令和9年度水田農業対策の取組及び作付地域について

4 その他

(1) 令和8年度経営所得安定対策事業における交付申請状況について

(2) 令和9年度小麦、大豆等作付けにおける依頼について

令和8年度 碧南市地域農業再生協議会会員名簿

令和8年7月21日現在

整理
番号

役 職	氏 名	所 属 職 名
1 会長	小池 友妃子	碧南市長
2 副会長	神谷 昌明	碧南市農業委員会会長
3 会員	奥谷 治子	碧南市農業委員会委員
4 会員	黒田 実	碧南市農業委員会委員
5 会員	岡田 みさ子	碧南市農業委員会委員
6 会員	永井 千春	碧南市農業委員会委員
7 会員	齋藤 明充	碧南市農業委員会委員
8 会員	近藤 正孝	碧南市農業委員会委員※碧南市土地改良区理事
9 会員	原田 孝司	碧南市農業委員会委員
10 会員	山中 めぐみ	碧南市農業委員会委員
11 会員	杉浦 孝明	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員 (JAあいち中央営農部会代表・愛知県農業共済組合)
12 会員	三島 幸雄	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
13 会員	新美 康弘	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
14 会員	磯貝 孝弘	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
15 会員	禰宜田 時晴	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
16 会員	長谷部 実	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
17 会員	藤関 弘之	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
18 会員	金原 節子	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
19 会員	梶川 吉治	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
20 会員	山中 隆	JAあいち中央営農部会代表
21 会員	鈴木 良樹	JAあいち中央営農部会代表
22 会員	野村 勝己	JAあいち中央営農企画部長
23 会員	杉浦 英樹	碧南市経済環境部長(碧南市地域担い手育成総合支援協議会会員)
24 監事	山中 力四郎	碧南市農業委員会副会長
25 監事	藤浦 利吉	碧南市農業委員会委員※JAあいち中央碧南地区担当理事

オブザーバー

	伊藤 百明	東海農政局 生産部 経営所得安定対策窓口 総括農政業務管理官
	小林 拓矢	東海農政局 愛知県拠点 地方参事官室 農政推進官

事務局

26 事務局長	伊藤 博之	碧南市経済環境部農業水産課長
27 支局長	石川 浩義	JAあいち中央営農部碧南営農センター長
28	磯貝 和広	碧南市経済環境部農業水産課課長補佐
29 事務局	磯貝 秀徳	碧南市経済環境部農業水産課農政振興係主事
30	白井 寛人	碧南市経済環境部農業水産課農政振興係主事

3 議事

(1) 第1号議案 令和8年度水田農業対策の実施状況について

国や県から示された令和8年産の水稻の生産目標に対して、水稻作付面積等の令和8年産の生産調整の実施状況を示した議案です。

項目		面積 (ha)	面積 (㎡)
米の生産目標の目安	A	318.0	
水稻作付面積	B	301.0	3,010,488
	碧南市内（入作なし）	C	81.9
小麦・大豆等の作付面積	碧南市外	D	13.6
	合計（C+D）	E	95.5
その他作付面積	F	25.1	250,548
水稻以外作物作付等計（E+F）	G	120.5	1,205,292
水田面積（B+G）	H	421.6	4,215,780

参考①：Cに入作含んだ場合 84.5ha

参考②：Dの内訳（西尾市） 9.7ha

（高浜市） 0.2ha

（安城市） 3.7ha

項目		数値
水稻作付率	B/A	94.67%
水田面積に対する生産調整率	G/H	28.59%

※水稻作付率：生産目標に対して碧南の耕作者の主食用水稻を作付割合を示したもの。

(2) 第2号議案 令和9年度水田農業対策の取組及び作付地域について

令和7年度から令和9年度の3年間のブロックローテーションを踏まえた令和9年度の生産調整の見込みを提示させていただき、併せて、それに伴う市内の各地区の生産調整の割合を示しておりますので、この内容についての協議を行います。

ア 令和9年産生産調整の見込み

項目		面積 (ha)
米の生産目標の目安 (令和8年産と同様と仮定)	A	318.0
水稲作付面積 (H-G) ※1	B	302.1
	碧南市内 (入作なし)	C※2
小麦・大豆等の作付面積	碧南市外 (推定)	D
	合計 (C+D)	E
その他作付面積	F	25.1
水稲以外作物作付等計 (E+F)	G	119.5
水田面積 (B+G)	H	421.6

※1 水田面積から作物作付等計 (麦大豆 (市内、市外) 面積、その他作付の合計) を除いた値

※2 Cに入作含んだ場合の値 83.4ha

項目	数値
水稲作付率	B/A 94.99%

(参考) 市外転作面積の過去実績

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	直近3ヵ年平均
西尾	9.9ha	9.6ha	9.7ha	9.7ha
安城	4.7ha	7.3ha	3.7ha	5.2ha
高浜	0.6ha	0.6ha	0.2ha	0.5ha
計	15.2ha	17.5ha	13.6ha	15.4ha

イ 生産調整の対象面積について (想定)

地区	基礎面積	構成比 %	除外地
前浜・川口	58.8ha	24.63	5.9ha
伏見屋・北浦	62.8ha	26.28	26.7ha
西 端	117.2ha	49.09	113.9ha
計	238.8ha	100.00	146.5ha

生産調整実施面積 (入作なし)

地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度
前浜・川口	18.6ha	18.8ha	19.6ha
伏見屋・北浦	18.9ha	18.7ha	22.7ha
西 端	42.7ha	41.8ha	36.8ha
計	80.2ha	79.3ha	79.1ha

生産調整実施面積 (入作あり)

地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度
前浜・川口	19.0ha	18.9ha	19.8ha
伏見屋・北浦	22.8ha	19.8ha	25.5ha
西 端	45.9ha	43.1ha	38.2ha
計	87.7ha	81.8ha	83.5ha

令和9年度 生産調整箇所詳細表

前浜・川口地区生産調整

町	丁目	作付面積(㎡)の合計
河方町	1	51,934
	2	98,901
前浜地区小計		150,835
川口町	2	15,285
	3	32,050
川口地区小計		47,335
前浜・川口地区合計		198,170
碧南市民合計		196,207

※入作分 2 筆 1,963 ㎡
 ※生産調整筆数(入作分含む) 168 筆

旭地区生産調整

町	丁目	作付面積(㎡)の合計
大堤町	1	25,733
三角町	1	4,834
	2	27,425
流作町	1	10,354
	2	13,189
伏見屋地区小計		81,535
平和町	1	55,463
	2	61,432
	3	39,584
見合町	1	16,579
北浦地区小計		173,058
旭地区合計		254,593
碧南市民合計		227,347

※入作分 14 筆 27,246 ㎡
 ※生産調整筆数(入作分含む) 173 筆

西端地区生産調整

町	丁目	作付面積(㎡)の合計
荒居町	1	13,539
	3	4,867
	5	2,031
白砂町	1	22,675
	2	30,006
	3	32,594
	4	28,976
	5	7,288
立山町	1	10,382
	2	23,044
	3	20,512
	4	10,155
島池町	2	32,886
	3	24,765
鳥追町	2	13,275
	3	13,169
屋敷町	1	4,354
	2	21,148
	3	14,159
	4	2,876
	5	15,546
山下町	-	34,199
西端地区合計		382,446
碧南市民合計		367,611

※入作分 10 筆 14,835 ㎡
 ※生産調整筆数(入作分含む) 294 筆

総生産調整面積(入作分含む)	835,209	㎡
総生産調整面積(碧南市民分)	791,165	㎡
総筆数	635	筆

4 その他

- (1) 令和8年度経営所得安定対策事業における交付申請状況について（令和8年8月1日現在）

ア 畑作物の直接支払交付金

(ア) 交付申請者	4名（オペ4名）
(イ) 申請面積	小麦 67.2ha（オペ4名）
	大豆 67.2ha（オペ4名）
	合計 134.4ha

イ 水田活用の直接支払交付金

(ア) 交付申請者	4名（オペ4名）
(イ) 申請面積	小麦 67.2ha（オペ4名）
	大豆 67.2ha（オペ4名）
	合計 134.4ha

- (2) 令和9年度小麦、大豆等作付けにおける依頼について

ア 概要

令和9年度に生産調整に当たる地権者に対して、生産調整実施の承諾及び特定農作業受委託契約締結（オペレーターへの作業委託）の依頼について通知する。

イ 通知先

令和9年生産調整該当者
100名（入作を含む）

ウ 通知予定日

令和8年9月1日（火）

エ 提出依頼物

別紙 生産調整実施の承諾及び特定農作業受委託契約締結の依頼書

オ 提出期限及び提出方法

令和8年9月30日（水）までに返信用封筒にてJAあいち中央碧南営農センターへ提出

令和 8 年 9 月 1 日

耕作地権者 各位

碧南市地域農業再生協議会

会長 小 池 友 妃 子

(公 印 省 略)

令和 9 年度水田の生産調整について（依頼）

日頃は、当協議会の事業にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、農業者の高齢化、気候変動による農作物への影響、夏季の水不足等、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。当協議会では、地域の米作りを守るため、ブロックローテーション（集団転作）による生産調整（主食用米の代わりに小麦、大豆等を作付すること）を実施しております。

令和 9 年度は、**貴殿の水田**（詳細は別紙）**が、生産調整の対象の水田となりました。**

下記の内容に沿って、受託契約締結の依頼書をご提出いただくようお願いいたします。

記

1 提出書類

生産調整実施の承諾及び特定農作業受委託契約締結の依頼書（委任状）【提出用】

※ ①日付等のご記入 ②押印を忘れずをお願いします。

2 提出先

J A あいち中央碧南営農センター（同封の返信用封筒をご利用ください）

3 提出期限

令和 8 年 9 月 3 0 日（水）

4 生産調整のスケジュール

(1) 作業開始予定

令和 8 年 1 0 月中旬から小麦の作付を開始する予定です。現在、主食用米の作付が行われている水田は、収穫が終了次第、稲ワラ等の片付けをお願いします。

(2) 作業終了予定

令和 9 年 1 2 月下旬 ※水田の返却時期は天候等により変動する場合があります。

5 備考

裏面の「**令和 9 年度小麦、大豆等作付基本方針**」をご覧ください、生産調整にご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。（裏面へ）

【連絡先】碧南市地域農業再生協議会事務局（碧南市農業水産課農政振興係内）

TEL:0566-95-9896

令和9年度 小麦、大豆等作付基本方針

碧南市地域農業再生協議会

当協議会の生産調整について

当協議会では、ブロックローテーションと言われる「集団転作」を行っており、市内の対象の水田で3年に1度、小麦・大豆が作付されるように転作地を集約化しております。

1 令和9年度小麦、大豆等作付実施面積について

令和9年度の面積は 83.5ヘクタール

詳細は、別紙「令和9年度 生産調整箇所詳細表」をご覧ください。

市内地区配分	
前浜・川口地区	19.8ha
北浦・伏見屋地区	25.5ha
西端地区	38.2ha
合計	83.5ha

2 小麦、大豆等の作付けに対する助成について

生産調整の対象の水田には国から交付金が支払われます。国から一律の金額で耕作受託者であるオペレーターに直接支払われた交付金のうち、生産調整対象の水田の面積に応じて転作協力金として耕作地権者の皆様にお支払いする予定です。

現段階では国からの具体的な事業内容や予算額が決定されていないため、正確な額をお知らせすることはできませんが、下記の表に記載の単価と同程度を見込んでおります。

【参考】 令和8年産転作協力金予定単価(10アールあたり)	
小麦、大豆等いずれか1作のみの場合	23,000円
二毛作実施の場合	28,000円

金額は決定次第お知らせする予定です。ご理解のほどよろしくお願いします。

3 その他

- (1) 生産調整の該当農地では、個人での耕起、栽培等はありません。(オペレーター管理)
- (2) 水利費は、耕作地権者にて御負担ください。
- (3) 実施水田における稲ワラは、自然災害等により河川等への流出が発生する場合がありますので、収穫後早い時期に片付けるようお願いいたします。
- (4) 実施水田において、野菜残さや農業用資材などの投入は、絶対にやめてください。
- (5) 草刈りを忘れずをお願いいたします。

畦畔の草については、耕作地権者ご自身で管理していただくことになっております。

草刈り等の管理を徹底されるようよろしくお願いいたします。

趣旨をご理解いただき、ご協力よろしくお願い申し上げます。

令和9年度

生産調整実施の承諾及び特定農作業受委託契約締結の依頼書（委任状）

令和8年9月 日

碧南市地域農業再生協議会会長 殿

私（以下、「甲」といいます。）は、小麦、大豆等の作付地域設定に賛同し、下記に掲げる農地が該当田となることに同意するとともに、愛知県が示す生産目標目安に基づき、碧南市地域農業再生協議会会長 小池友妃子（以下、「乙」といいます。）が実施する生産調整に承諾します。

また、甲は乙を代理人と定め、下記の「対象農地明細」に記載された農地について、その効率的な活用を図るために、農作業の委託先を乙に一任するとともに、裏面に掲げる事項を内容とする特定農作業受委託契約（以下、「受委託契約」といいます。）の締結及び締結された契約書の保有を委任します。なお、契約締結に必要な情報については、乙が活用することを併せて承諾します。

※締結を委任する契約内容については裏面を御確認ください。

（甲）

支店	農家番号	耕作地権者住所	耕作地権者氏名（印）	電話番号
		市 町 丁目 番地	印	

記

【対象農地明細】

所在地	対象面積(㎡) (畦畔を除いた面積)	備考
町 丁目 番		
町 丁目 番		
町 丁目 番		
町 丁目 番		

※ 令和8年9月30日（水）までに同封の返信用封筒にて御送付ください。

（送付先はJAあいち中央碧南営農センターです。）

《締結を委任する契約内容について》

- 1 次の3つの要件を明記すること。
 - (1) 主な基幹作業を受委託すること。
 - (2) 収穫物の販売名義を受託者とする事。
 - (3) 販売収入の処分権に関する事。
- 2 甲は、農作業を委託した目的を達成するために必要な範囲で、乙が選任する受託者に当該委託に係る事務処理を一任すること。
- 3 甲は、農作業を委託した目的を達成するために必要な範囲で、乙が選任する受託者が、当該委託に係る農地に関する確認と情報を活用することを認めること。
- 4 契約の詳細については、別紙「特定農作業受委託契約に関する共通事項」とすること。

※ 対象農地明細については、碧南市地域農業再生協議会が有する情報により記載しています。誤りがありましたらお手数ですが、御連絡をお願いします。

連絡先 碧南市地域農業再生協議会事務局
(碧南市農業水産課農政振興係内)
電 話 0566-95-9896 (直通)
FAX 0566-41-5412
E-mail nousuika@city.hekinan.lg.jp

【開庁時間・電話受付時間】：9時から16時に変わりました（令和8年5月7日（木）から）

特定農作業受委託契約に関する共通事項

委託者（以下「甲」という。） 、受託者「JAあいち中央営農部会碧南支部部会員」（以下「乙」という。） は、その締結に係る特定農作業受委託契約（以下「受委託契約」という。） に関して、この共通事項のとおり取り扱うものとする。

第1項（転作水田の転作作業の委託）

甲は、乙に対して受委託契約の「委託地及び委託者一覧」に掲げる対象水田につき、以下に規定する事項を委託する。

第2項（委託事項）

- (1) 甲は、乙に対して農産物を生産するために必要な全ての作業を委託する。
- (2) 甲は、乙に対して生産、収穫された農産物の販売を委託する。
- (3) 甲は、乙に対して販売収入の処分に関することを委託する。
- (4) 乙が、農業共済に加入できるものとする。

第3項（農産物の販売代金等）

- (1) 乙は、販売受託した生産物の販売代金の程度に応じて、当該代金を農作業及び販売の受託の対価として充当する。
- (2) 乙は、（1）により充当した結果、剰余金が発生する場合は、剰余分を甲に対して支払う。

第4項（受託の制限）

乙は、甲より作業委託の申込みがあった場合は、特別の事情がない限り承諾するものとする。

第5項（受委託契約の解除制限）

乙は、次に掲げる場合その他真に止むを得ない事由による場合のほかは、受委託契約を解除しないものとする。

- (1) 委託作業実行水田（以下「委託水田」という。） につき、土地改良事業の通年施工が行われる場合
- (2) 災害、鉋害又は当事者の意思に基づかない事由により委託水田がかい廃される場合
- (3) 委託水田が、土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法律によって土地の収用又は使用をすることができる事業の用に供される場合

第6項（義務）

- (1) 乙は、善良なる管理者の注意をもって委託水田の転作作業にかかる事務を行うものとする。
- (2) 乙は、天災等の不可抗力による転作作物の損壊滅失等、乙の故意又は過失によらない損害についての責は、農業共済の補償以上は負わないものとする。

第7項（受委託契約の成立及び委託期間）

- (1) 乙が委託の契約を承諾したときは、契約締結日に受委託契約が成立したものとする。
- (2) 乙は、受委託契約の締結を承諾しないときは、甲の代理人を通じて、速やかにその旨を甲に通知するものとする。
- (3) 作業の委託期間は、受委託契約締結日からその転作年度の最終日までの期間とする。
ただし、委託水田の滅失等により委託の目的を達することができなくなったときは、終了するものとする。

第8項（委託事務の処理と個人情報）

- (1) 甲は、農作業を委託した目的を達成するために必要な範囲で、乙に当該委託に係る事務の処理を一任するものとする。
- (2) 甲は、農作業を委託した目的を達成するために必要な範囲で、乙が、当該委託に係る農地に関する確認及び情報を活用することを認めるものとする。

第9項（その他）

乙は、交付金等の受領があった場合は、碧南市地域農業再生協議会が定める基準に準じて甲に支払うものとする。

第10項（定めなき事項の取り扱い等）

この受委託契約に関して疑義があるとき又はこの受委託契約に定めのない事項については、甲及び乙は、協議の上定めるものとする。

前浜・川口

【凡例】

 : 令和7年度取組地

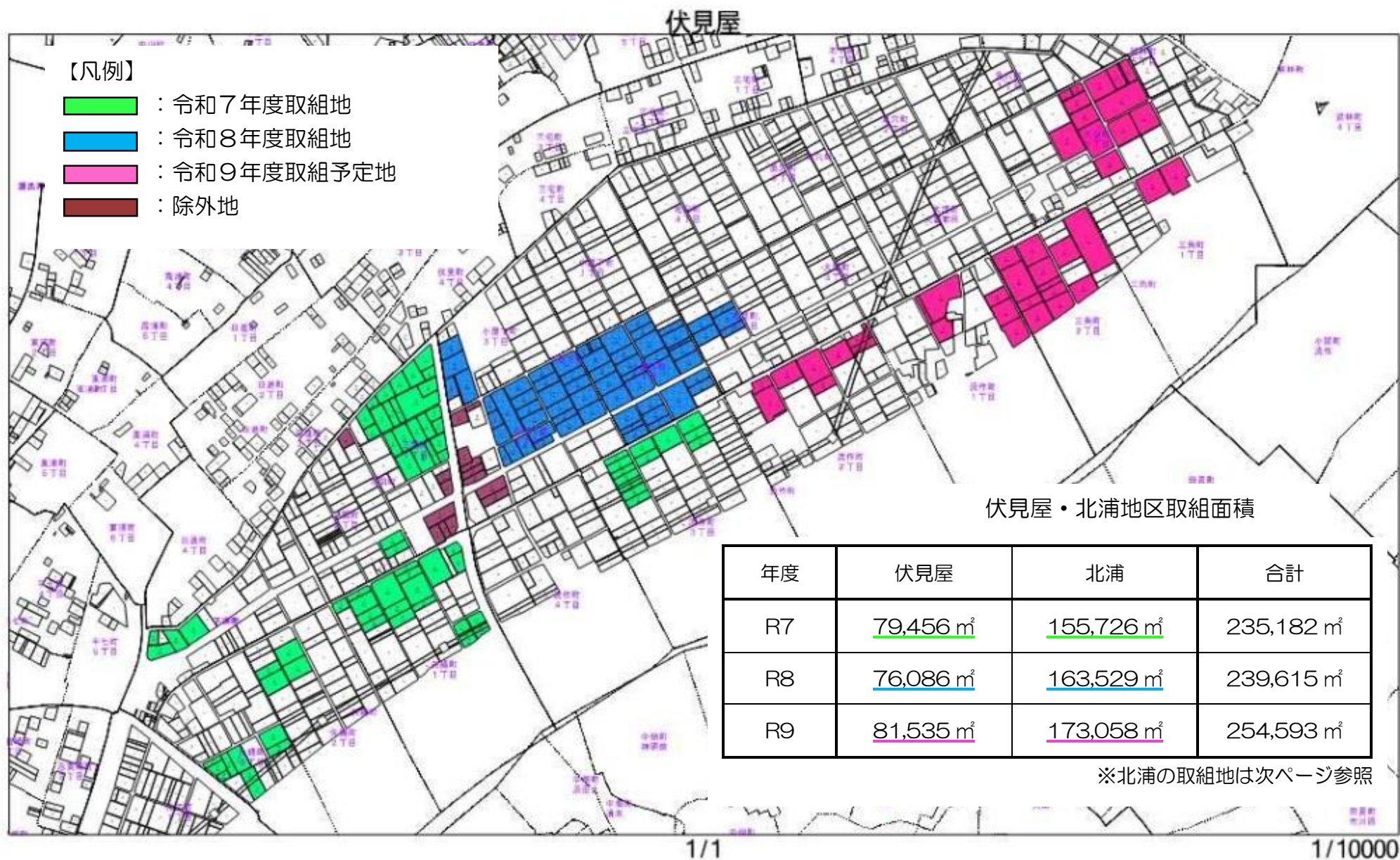
 : 令和8年度取組地

 : 令和9年度取組予定地

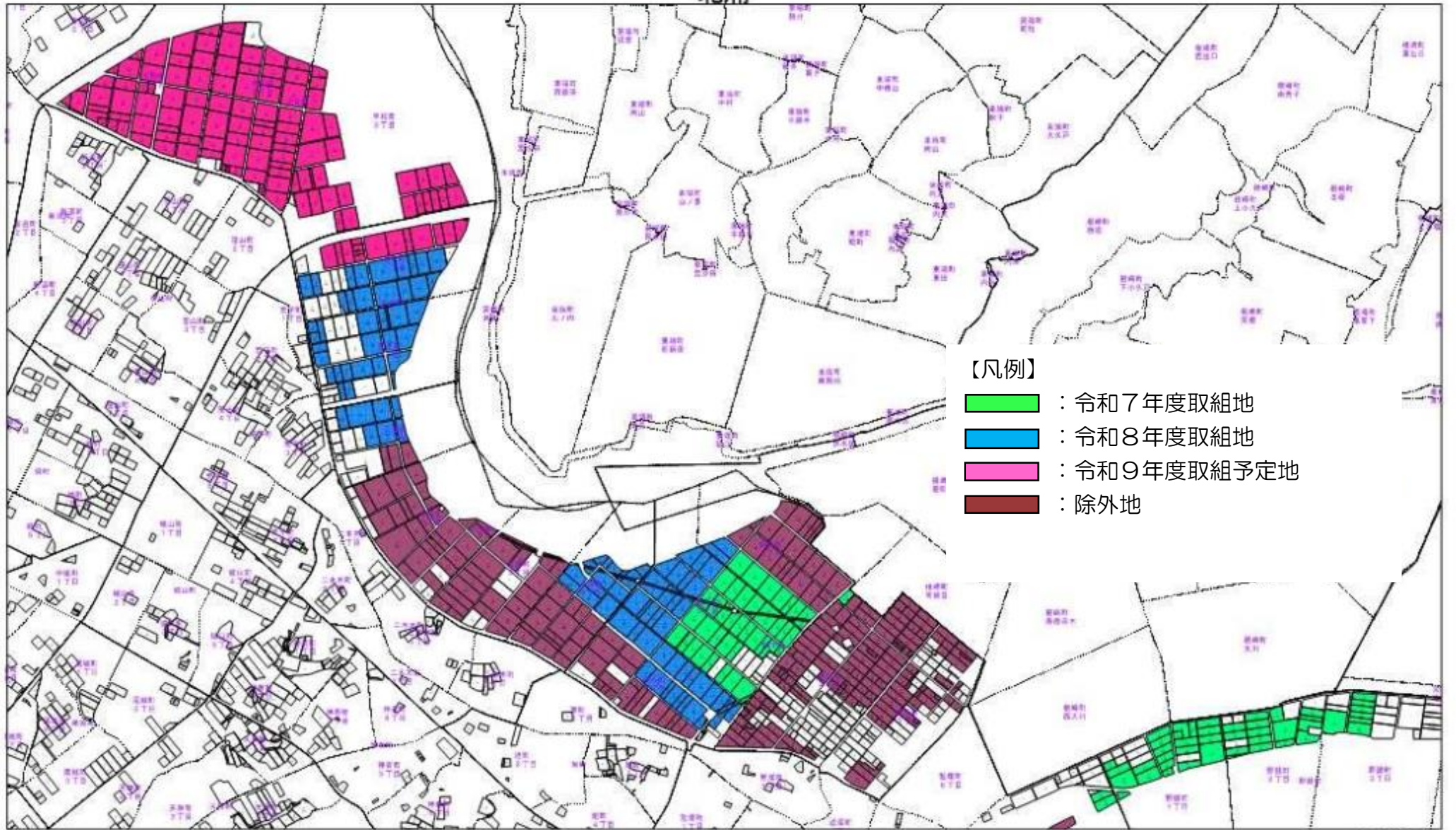
 : 除外地

前浜・川口地区取組面積

年度	前浜	川口	合計
R7	<u>150,455 m²</u>	<u>43,077 m²</u>	193,532 m ²
R8	<u>155,587 m²</u>	<u>40,908 m²</u>	196,495 m ²
R9	<u>150,835 m²</u>	<u>47,335 m²</u>	198,170 m ²



北浦



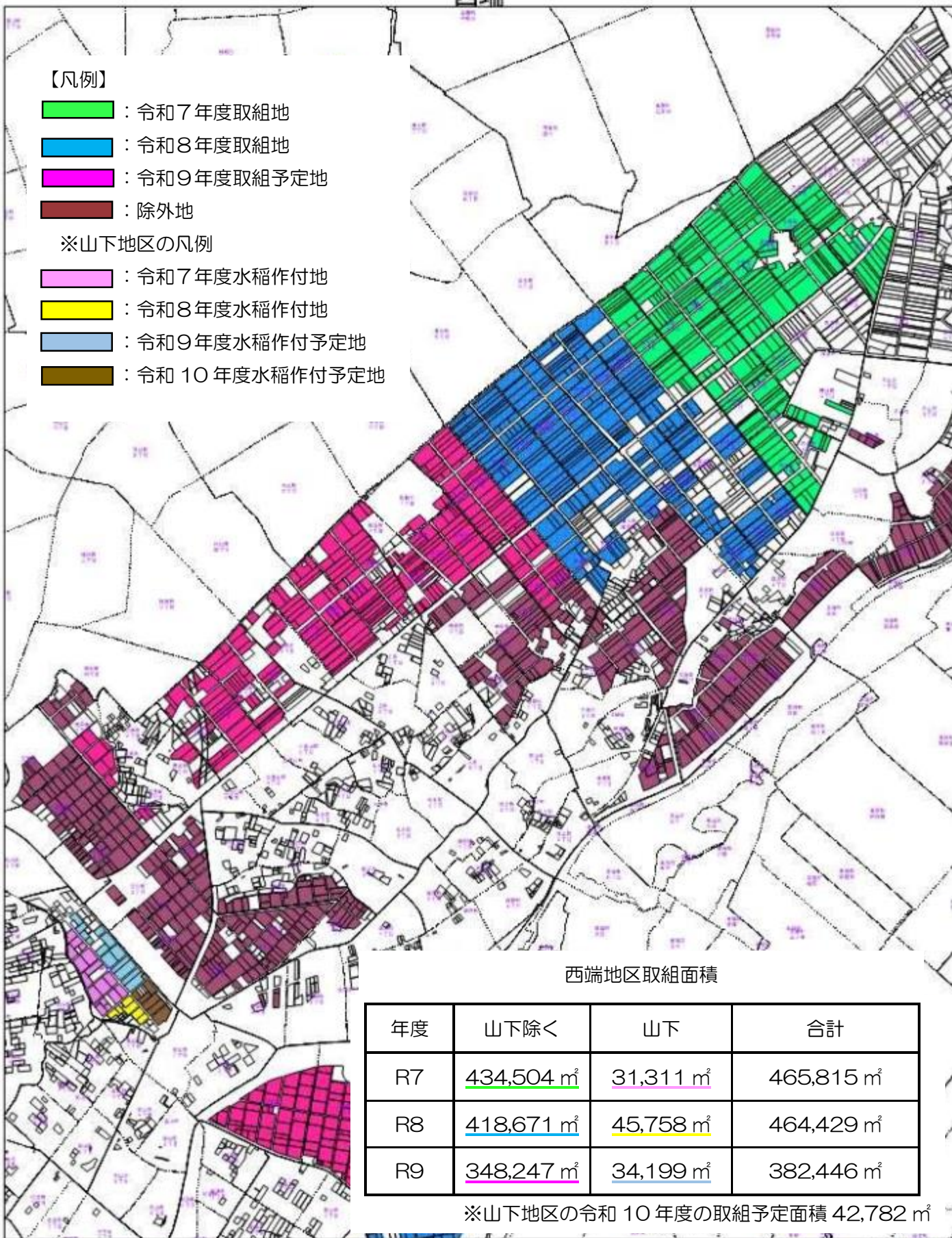
西端

【凡例】

- ：令和7年度取組地
- ：令和8年度取組地
- ：令和9年度取組予定地
- ：除外地

※山下地区の凡例

- ：令和7年度水稻作付地
- ：令和8年度水稻作付地
- ：令和9年度水稻作付予定地
- ：令和10年度水稻作付予定地



西端地区取組面積

年度	山下除く	山下	合計
R7	434,504 m ²	31,311 m ²	465,815 m ²
R8	418,671 m ²	45,758 m ²	464,429 m ²
R9	348,247 m ²	34,199 m ²	382,446 m ²

※山下地区の令和10年度取組予定面積 42,782 m²

